

秋田県立体育館

○利用料金のご案内○

〒010-0974

秋田市八橋運動公園1-12

TEL 018-862-3782

1 貸切使用する場合の使用料（令和元年10月1日より適用）

(1) 大体育場及び小体育場の使用料

区分				使用料の額(1時間につき)		
				午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで の時間以外
大体育場	入場料を 徴収しな い場合	アマチュア スポーツに 使用する とき	使用者が主として児童生徒 のために使用するとき	810円	810円	1,540円
			使用者が主として児童生徒 以外の者のために使用する とき	1,720円	1,720円	3,200円
		その他の催物に使用する とき	平日	6,840円	6,840円	12,850円
		土曜日・日曜 日・休日	8,170円	8,170円	15,470円	
	入場料を 徴収する 場合	アマチュア スポーツに 使用する とき	使用者が主として児童生徒 のために使用するとき	1,880円	1,880円	3,640円
			使用者が主として児童生徒 以外の者のために使用する とき	3,940円	3,940円	7,650円
その他の催 物に使用す るとき		営利を目的 としない催 物である とき	平日	12,050円	15,070円	26,510円
			土曜日・日曜 日・休日	14,460円	18,070円	31,790円
	営利を目的 とする催物 であるとき	平日	24,100円	30,120円	53,010円	
		土曜日・日曜 日・休日	28,910円	36,140円	63,660円	
小体育場	アマチュアスポーツに 使用する とき	使用者が主として児童生徒 のために使用するとき	210円	210円	410円	
		使用者が主として児童生徒 以外の者のために使用する とき	460円	460円	840円	
	その他の催物に使用する とき	平日	1,780円	1,780円	3,340円	
		土曜日・日曜 日・休日	2,130円	2,130円	4,020円	

※詳細につきましては、お問い合わせください。

(2) 附属施設及び附属設備の使用料

区分	使用料の額		
	アマチュアスポーツに使用するとき		その他の催物に使用するとき
トレーニング室	1時間につき	480円	1時間につき 610円
会議室	1時間につき	290円	1時間につき 430円
ステージ	1時間につき	290円	1時間につき 430円
浴室	1回につき	720円	1回につき 950円
温水シャワー	1室1時間につき	290円	1室1時間につき 430円
電光掲示板	1組1時間につき	480円	1組1時間につき 610円
ピアノ	1時間につき	480円	1時間につき 610円
いす	1脚1回につき	20円	1脚1回につき 20円
放送設備	入場料を徴収しない場合	1時間につき 370円	1時間につき 480円
	入場料を徴収する場合	1時間につき 720円	1時間につき 950円

(3) 照明等の使用料

区分	使用料の額(1時間につき)			
	アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき		
照明	全館(会議室を除く。)	4,070円	5,300円	
	大体育場	全灯使用	2,940円	3,960円
		二分の一減灯使用	2,030円	2,670円
	小体育場	400円	500円	
	会議室	30円	40円	
	ステージ	190円	260円	
暖房	全館(会議室を除く。)	4,390円	5,720円	
	大体育場	3,050円	4,070円	
	小体育場	710円	900円	
	会議室	70円	100円	
特殊電源装置に係る電気	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額		

2 貸切使用によらず使用する場合の使用料(令和元年10月1日より適用)

(1) 体育館(温水シャワーを除く。)の使用料

区分	使用料の額 (午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までのそれぞれの時間の区分ごとに1人につき)
小学校児童及び中学校生徒	50円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	120円
一般	230円

(2) 温水シャワーの使用料

1人1回につき130円